

# 平成 2 0 年度税制改正に関する要望

平成 19 年 9 月

名古屋商工会議所

わが国経済は、全体としては緩やかながらも戦後最長となる景気回復を続けている。

しかしながら、規模・業種・地域間に格差が生じ、とりわけ中小企業者に景気回復感が乏しいことに加え、近時の原油・原材料価格の上昇が価格転嫁が進まない中小企業の収益を一段と圧迫している。

さらに、グローバル化の進展に伴い国際競争が激しさを強めており、先行きを楽観視できない状況にある。

そこで、この景気回復基調を確固たるものとするためにも、平成20年度税制改正においては、地域経済、ひいてはわが国経済の活力の源泉である中小企業者の事業意欲の醸成・促進に資する事業承継税制の抜本改革をはじめとして、外国との国際的なイコールフットイングの確保による国際競争力の維持などを強力に後押しする見直しがなされるべきである。

こうした税制改正は税収減を伴うが、その後に生み出される景気の安定・拡大による自然増収が、その減収分を十分に補うものと見込まれることから、財政基盤強化の観点からも大幅な見直しが必要である。

また、歳出・歳入一体改革のなかで、安定財源確保のための税制改革を求める声もあるが、国民の理解と協力を得るためには、徹底した歳出削減の断行が優先されるべきものとする。

なお、平成20年度税制改正の検討に際しては、企業会計との整合性確保などの分かりやすさと納税事務の簡素化に一段の配慮をされるとともに、パブリックコメントのように広く一般から意見を求める仕組みづくりについても考慮が求められる。

以上のような基本的な考えに基づき、平成20年度税制改正について次頁以降のとおり要望する。

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ．中小企業関連税制                            | 1 |
| 1．事業承継税制の抜本的改革                       | 1 |
| 2．特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の撤廃          | 2 |
| 3．ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充            | 2 |
| 4．留保金課税の撤廃                           | 2 |
| 5．中小法人の定義の拡大と軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の引き上げ | 3 |
| ．企業税制                                | 3 |
| 1．法人実効税率の引き下げ                        | 3 |
| 2．減価償却方法の見直し                         | 3 |
| 3．欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止                | 3 |
| 4．研究開発促進税制の見直し                       | 3 |
| 5．事業所得税の廃止                           | 4 |
| 6．知的財産権における税制面での優遇措置                 | 4 |
| 7．企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃                | 4 |
| ．個人税制                                | 4 |
| 1．退職所得控除の据え置きと現行方式の維持                | 4 |
| 2．少子化対策のための人的控除の存続・拡大                | 5 |
| ．土地・資産に係る税制                          | 5 |
| 1．固定資産税・都市計画税の負担の軽減                  | 5 |
| 2．金融・証券に係る税制措置                       | 5 |
| 3．中心市街地活性化のための税制措置                   | 6 |
| 4．土地譲渡益課税制度の見直し                      | 6 |
| 5．地価税・特別土地保有税の廃止                     | 6 |
| ．租税特別措置の延長                           | 7 |
| 1．人材投資促進税制の延長                        | 7 |
| 2．情報基盤強化税制の延長                        | 7 |
| 3．中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長               | 7 |
| 4．中小企業投資促進税制の延長                      | 7 |
| ．地域に係る税制                             | 7 |
| 1．地域防災に係る税制優遇措置の拡充                   | 7 |
| 2．観光事業に係る税制の拡充                       | 8 |
| 3．法定外目的税に対する適切な対応                    | 8 |
| ．環境税の導入反対                            | 8 |
| ．徴税の簡素化並びに電子申告・納税システムの整備             | 8 |

## 1. 事業承継税制の抜本的改革

わが国経済の活力の源泉である中小企業の円滑な事業承継がなされるか否かは、一企業の問題にとどまらず、永年培われてきた経営ノウハウや技能・技術の伝承、雇用機会の維持・拡大など、地域経済にとっても非常に重要な問題であるといえる。

については、以下の通り事業承継者の相続税負担の減免を図る抜本的な事業承継税制の改革を行われたい。

### (1) 事業用資産と一般資産との区分による抜本的改正

事業用資産(土地・株式等)は企業が継続していくうえでの基本的な経営要素であり、一般の財産とは性格を異にするものであるので、事業用資産を、経営の継続を前提に、相続税法上、一般資産と区分し、資産規模に関わりなく非課税財産とすることを是非とも実現されたい。

### (2) 事業用資産の相続税評価方法の改正

#### A. 取引相場のない株式の評価方法の改正

取引相場のない株式について、次の4点を実現されたい。

企業規模による株価算定のウエイト付けを廃止し、評価方式として類似業種比準価額と純資産価額のいずれの選択も認めるものとする。

類似業種比準価額の算出にあたっての会社の規模に応じた斟酌率を0.5に統一する。また、利益額がゼロの前後で株価評価が大きく異なることから調整をされたい。

「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」の標本会社の選定基準を明らかにし、一定期間固定化するとともに、業種目別株価等を2ヵ月以内に発表するなど、審査の透明性・公平性・迅速性を高める。

事業承継における営業権評価は実態に合わないことに鑑み、営業権評価を廃止する。

#### B. 小規模宅地等の評価の特例の拡充

特定事業用宅地については面積制限をはずし、事業に必要とされる宅地については全て減額の対象とされたい。

### (3) 取引相場のない株式に係る相続時精算課税制度の特例の拡充

平成 19 年度税制改正において、年齢要件の引き下げ、並びに非課税枠の引き上げがなされたが、現行の適用基準は厳しすぎ実効性がないことから、事業承継円滑化のために適用基準の緩和をはじめ、特例要件の一段の拡充をされたい。

### (4) 非上場株式の譲渡益課税の緩和

円滑な事業承継を支援するため、非上場株式の譲渡益課税について、現行の税率 20% (うち住民税 5%) を上場株式と同様 10% (うち同 3%) とされたい。

### (5) 自己株式のみなし配当課税の撤廃

非上場株式の発行会社への売却については、相続後は株式譲渡益として 20% の課税であるが、相続前は、のみなし配当として最高 50% の税率で課税される。

このため、相続前の自己株式購入などによる事業承継の円滑化を図るため、こののみなし配当課税を廃止されたい。

## 2. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の撤廃

平成 19 年度税制改正において適用除外基準の引き上げがなされたが、そもそも法人税法上に所得税の論理を持ち込むこと自体に無理があり、非該当会社との間で、課税の不公平があることから、全面的な廃止を検討されたい。

## 3. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

ベンチャー企業・新規創業支援のため、次の 5 点を実現されたい。

ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認められたい。

ベンチャー企業の株式の譲渡損失に係る繰越控除期間を 3 年から 5 年へ延長されたい。

ベンチャー企業への投資額の 20% を所得税額控除する制度を創設されたい。

設立後 5 年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除を認められたい。

設立 5 年以内の中小企業者等に対しては、平成 20 年 3 月まで欠損金繰戻還付の停止が除外されているが、停止措置自体を撤廃されたい。

## 4. 留保金課税の撤廃

留保金課税については、平成 18、19 年度税制改正における 2 年続けたの大幅な要件緩和により、大半の企業が控除対象になった今、留保金課税の存在意義はなく、法人税と二重課税となっていることから、全面的な廃止を検討されたい。

## 5. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の引き上げ

中小企業の体質強化の観点から、税法上「資本金1億円以下」となっている中小法人の定義を、平成11年に改正された中小企業基本法の定義に合わせて「資本金3億円以下」に改められたい。

また、中小法人の軽減税率を引き下げるとともに、適用所得額を現行800万円から1,500万円に引き上げられたい。

## . 企業税制

### 1. 法人実効税率の引き下げ

これまで数次の改正により法人税率が引き下げられたが、経済のグローバル化が一層進展する中で、企業が国や地域を選ぶ時代にあり、企業の経済活動にとって魅力ある国、地域となることが、わが国の国際競争力の維持につながるという観点から、国と地方を合わせた法人実効税率の一段の引き下げを実現されたい。

### 2. 減価償却方法の見直し

平成19年度税制改正において、残存価額や償却可能限度額の撤廃などの抜本的な見直しがされたことは大いに評価できるが、わが国の国際競争力の維持・強化、並びに急速な技術革新や高度化への迅速な対応を一層促進するために、法定耐用年数や資産区分の見直し、並びに耐用年数短縮特例制度の手続きの簡素化について、さらなる見直しをされたい。

### 3. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止

欠損金繰戻還付制度は、事業年度課税の欠陥を補うものとして法人税法に規定されているにも関わらず、平成4年度にその適用が停止され、現在も、設立後5年以内の中小企業者等を除き適用停止のままである。

企業継続の原則に立ち、適用停止措置を廃止されたい。特に中小企業は、規模・業種・地域によって大きな格差が生じていることから、早急に繰戻還付制度の適用を認められたい。

### 4. 研究開発促進税制の見直し

試験研究費の税額控除制度については、わが国の製造業の競争力強化に大きな役割を果たしており、将来に亘って競争力を維持・強化するために重要な制度であるため、次の4点を実現されたい。

「中小企業技術基盤強化税制」、並びに「試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除率の上乗せ」について、適用期限の延長をされたい。

「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「特別共同試験研究に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」について、1年間に限り認められている繰越控除制度の期間延長をされたい。

現行法人税額の20%となっている税額控除限度額を引き上げられたい。

試験研究費の費用内容については解釈が不明確であり、増加試験研究費の算定にあたっては、比較試験研究費並びに基準試験研究費との比較で特別控除金額が決定されるが、この計算は非常に煩雑であるため、同制度についての基準を簡素なものとし、試験研究費の内容についてはできる限り幅広く適用されるよう配慮されたい。

## 5. 事業所税の廃止

事業所税は、資産割部分については「固定資産税」または「外形標準化された法人事業税」のいずれか、また従業者割については「外形標準化された法人事業税」とそれぞれが二重課税であり、また、企業および人口の集積している都市部にのみ課税され、都市間の公平性の観点からも問題であり、事業所税を廃止されたい。

## 6. 知的財産権における税制面での優遇措置

「知的財産立国」を目指すわが国にとっては、知的財産の保護・利用・流通を促進させることが重要であるが、これらに係る費用は企業にとって大きな負担となっており、とくに国際特許並びに商標登録に関する費用負担は多大なものである。

このため、知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除または特別償却できる制度を創設されたい。また、保有する知的財産権を譲渡する際の所得課税を軽減されたい。

## 7. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃

現在、退職年金等の積立残高に対して課税される特別法人税は、運用利回りの低下により、平成20年3月末まで凍結されることになっている。

退職年金等は国民が自らの努力と責任において老後の所得確保を図る制度であり、これに課税することは国民の自助努力を阻むこととなる。とくに、確定拠出年金制度を考えた場合、退職年金業務等を行う法人に課税されるということは、運用利回りが低くなることに等しいため、加入促進の阻害要因のひとつになる。

以上のような観点から、特別法人税については、凍結の期限を待つことなく直ちに廃止されたい。

## . 個人税制

### 1. 退職所得控除の据え置きと現行方式の維持

昨今における雇用形態や就業構造の変化の中で、退職金の支給実態が多様化していることなどから、退職所得控除については見直すべきとの指摘がつつとになされているところである。

しかしながら、退職所得については、高齢化の進展に伴い一段と長くなる老後を支える生活保障的な所得であることなどから、特別の配慮が必要であり、勤続年数に応じた退職所得控除額を据え置くとともに、収入金額から退職所得控除額を差し引いて二分の一にして課税する現行の方式を維持されたい。

## 2. 少子化対策のための人的控除の存続・拡大

急速に進展する少子化に対して、子育て世帯への経済的支援並びに労働力増強のため、以下に配慮されたい。

これ以上の少子化に歯止めをかけ、国力の維持・向上を目指す観点から、子育て世代の負担軽減のために、扶養控除制度等を充実されたい。

配偶者控除については、いまや企業活動にとって重要な担い手であるパート労働者に配慮し、対象となる配偶者の給与収入を「103万円以下」から引き上げられたい。

## . 土地・資産に係る税制

### 1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減

#### (1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の引き下げ

商業地等においては地価水準との大幅な乖離が続き、重税感が根強く残っている。

企業負担の軽減によって、その活力を地域経済の発展につなげるという観点から、税率引き下げや評価方法の見直しを含めた抜本的な税負担の軽減措置を講じられたい。

#### (2) 家屋に係る固定資産税・都市計画税の見直し

家屋の評価についても、現行の評価基準は非常に複雑なうえ、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されている等の問題があり、見直しを図られたい。

#### (3) 償却資産に係る固定資産税の見直し

平成19年度の税制改正において法人税法上の減価償却制度が抜本的に見直されたことから、納税事業者の事務負担軽減のためにも償却資産に係る固定資産税の評価方法について、早急に法人税法に合わせた見直しをされたい。

### 2. 金融・証券に係る税制措置

現在、わが国における個人の金融資産は、各種政策等により「貯蓄から投資へ」と向かっており、企業の直接資金調達の可能性を拓けるなど、産業の活性化に大きく寄与している。

こうしたなか、平成19年度の税制改正において上場株式等の譲渡益や配当への優遇税率(10%)が1年延長されたが、「貯蓄から投資へ」の流れは十分とはいえ、優遇税率のさらなる継続をされたい。

### 3. 中心市街地活性化のための税制措置

少子高齢化が進展し人口の減少が予想される中で、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれる安全・安心で美しい21世紀型の中心市街地を実現するため、中心市街地の土地・建物の有効活用、事業所等の立地、まちなか居住の促進などを推進する必要がある。

このため、以下の税制措置を講じられたい。

中心市街地活性化に資する土地、建物に対する固定資産税について、軽減を図られたい。特に、中心市街地の活性化に大きく寄与する新築・増改築については、一層の配慮を行われたい。

中心市街地活性化に資する居住用および事業用宅地に関して、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算特例の適用等について優遇措置を講じるほか、相続税の軽減を図られたい。

郊外から中心市街地へ移転する場合において、居住用および事業用資産の買換え特例の拡充、登録免許税および不動産取得税の軽減を図られたい。

### 4. 土地譲渡益課税制度の見直し

損失補填のために土地を売却した場合、法人は土地譲渡益重課制度の適用停止措置により土地の譲渡所得への課税はないが、個人事業主の場合は譲渡所得に課税されるため損失補填という所期の目的を達することが困難となっている。

このため、転業等によって事業転換を図る際など、個人事業主には大きな阻害要因となることから、損失補填のために売却した場合の土地の譲渡所得については、個人の事業所得との損益通算を認められたい。

また、平成20年12月末までとなっている法人の土地譲渡益重課制度の適用停止期間を延長されたい。

### 5. 地価税・特別土地保有税の廃止

都市部のごく限定的な地域を除いて、地価は未だ下落傾向にあるなど、沈静化しており、地価税、特別土地保有税の役割は終わっていると見える。ついては、平成10年より課税が停止されている地価税を廃止するとともに、平成15年より課税が停止されている特別土地保有税については徴収猶予分も含め完全廃止とされたい。

## ・租税特別措置の延長

### 1. 人材投資促進税制の延長

わが国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材育成に積極的に取り組む企業に対し、教育訓練費の一定割合の法人税額からの控除が認められているが、平成20年3月末までに開始される事業年度までを適用期間としている特別措置の期間を延長するとともに税額控除対象を教育訓練費の増加額から総額に拡大するなど、制度内容の拡充を図られたい。

### 2. 情報基盤強化税制の延長

情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された一定の情報システム設備を導入した場合に、該当設備の基準取得価額に対する税額控除又は特別償却の選択が認められているが、平成20年3月末に適用期間が到来することから、適用期間の延長とともに対象となるソフトウェアの拡充等をされたい。

### 3. 中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長

中小企業の事務負担軽減、並びに設備投資の促進の観点から、30万円未満の少額減価償却資産について一定額までの即時償却を認めているが、平成20年3月末に特例期間が到来することから、特例期間の延長をされたい。

### 4. 中小企業投資促進税制の延長

中小企業の設備投資の促進の観点から、一定の機械等を取得した場合には、取得価額の税額控除又は特別償却の選択適用が認められているが、平成20年3月末に適用期間が到来することから、適用期間の延長とともに対象設備の拡充等をされたい。

## ・地域に係る税制

### 1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充

東海地震、東南海地震、南海地震の強化指定地域における防災対策を促すために、耐震強度を向上させる改修等を行った工場や事業所等に係る固定資産税等の優遇制度や、耐震補修・改善等に係る資本的支出の全額損金算入など、思い切った措置を講じられたい。

### 2. 観光事業に係る税制の拡充

当地域からの取り組みが全国的な広がりを見せている産業観光は、生産現場(工場・工房等)や歴史的文化的価値の高い産業文化財(産業遺産・工場遺構等)などを観光資源としているが、維持負担が大きい。そこで、観光促進、並びに後世へ貴重な文化財を継承するために産業文化財の固定資産税、修繕・維持費用等に係る優遇措置を創設されたい。

また、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税の軽減措置の当地域内全市町村での完全実施、地域の観光振興に資する集客施設などの軽減措置対象への拡大、並びに観光客誘致のためのイベントに対する寄付金の損金算入を認められたい。

### 3. 法定外目的税に対する適切な対応

平成12年4月の法定外目的税創設以降、地方団体における同目的税の導入が広がったが、法定外目的税導入を検討される際には、納税者の理解が十分に得られるように地域の実情や企業・住民の意向も十分勘案し、慎重に対応されたい。

#### ・環境税の導入反対

環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税する、まさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものである。

温室効果ガス抑制については、税で対応すべきものではなく、国民のライフスタイルの変更など社会全体で取り組むべき問題である。

むしろ、省エネ改修・緑化の推進など、環境に配慮した経営に取り組んでいる企業・個人に対して、税制優遇や金融支援措置のさらなる拡充や、環境対策に関する技術開発支援等によって、環境対策を積極的に後押ししていくべきである。

よって、環境税の導入には反対である。

#### ・徴税の簡素化並びに電子申告・納税システムの整備

現在わが国では、国と地方自治体（県・市町村）それぞれが徴税権を持ち、徴税業務を行っているが、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図るため、国と地方自治体の徴税業務を一元化されたい。

また近年、時価会計の導入など企業会計の変革が進み、税務との乖離が大きくなり、企業は納税額の確定のために非常に煩雑な作業を強いられている。ついては、会計と税務の整合性の確保による分かりやすさ、納税事務の簡素化について検討されるとともに、パブリックコメントのように広く一般から意見を聞く仕組みの創設についても検討されたい。

併せて、電子申告・納税システムについて、別途郵送が必要な添付証票等の電子化とともに、国税と地方税のすべてが対象となるような環境整備を行われたい。

さらに、電子申告・納税システムの利用を促進させるため、例えば電子申告減税といった思い切った措置も導入されたい。

以上